

2つの「給付金」の  
申請受付が始まります

問 福祉事務所福祉総務係  
☎内線147、153

◆平成28年度臨時福祉給付金

平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない人への影響を緩和するために支給されます。

【支給対象者】

平成28年1月1日時点で松浦市に住民票があり、平成28年度分の住民税が課税されない人（ただし、住民税において課税者の扶養親族になっている人や、生活保護の受給者である人は対象外です）。

【支給額】

1人につき3千円

◆障害・遺族年金受給者向け給付金

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の人を支援するため支給されます。

【支給対象者】

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金などを受給して

いる人。  
※高齢者向け給付金（3万円）を受給した人は除きます。

【支給額】

1人につき3万円

【申請手続き】

対象者と思われる人には8月下旬に申請書を発送しています。郵便物をご確認ください。

【申請期間】

9月1日（木）～平成29年1月31日（火）  
（土日祝日を除く）

【申請窓口】

福祉事務所・各支所・各出張所（集中受付日以外は随時受付）

【持参するもの】

・申請書・印鑑・振込を希望する預金通帳  
・支給対象者全員の本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）

※「集中受付窓口」を開設します（時間は午前9時～午後5時。土日を除く）。

○松浦市役所1階ロビー

9月1日（木）～9日（金）

○御厨支所

9月1日（木）～2日（金）

○今福支所

9月5日（月）～6日（火）

「景観まちづくり」を推進しています!!

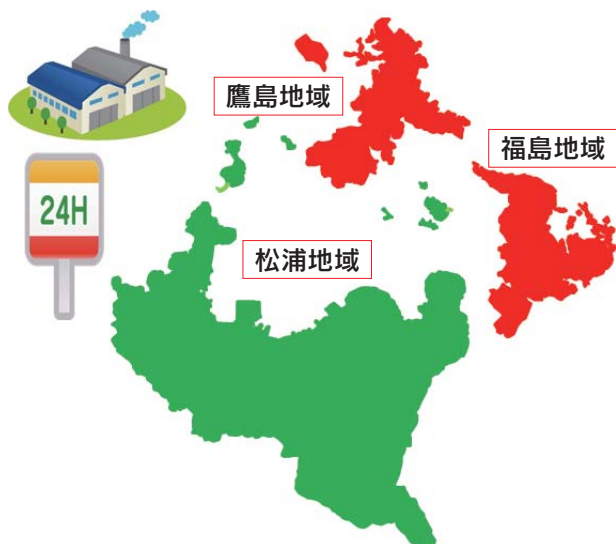
問 都市計画課都市計画係 ☎内線 235

本市では、これまで守り継がれてきた原風景や豊かな景観資源を守り、後世に残していくため、景観法に基づく景観計画を策定し、4月1日から運用を始めています。

今年度からは福島地域並びに鷹島地域において、下記に示す行為に着手する場合には、景観計画に基づく事前の手続き（届出）が必要となります。

なお、建築基準法において、一定規模以上の建築物や工作物を設置する場合、および松浦地域の都市計画区域においては、従来通り建築確認申請が必要です。

◆良好な景観の形成のための行為の制限に関する届出区域（福島地域・鷹島地域）



◆福島・鷹島地域での「景観計画」に基づく届出行為は次のとおりです。（詳しくは、都市計画課へお問合せください。）

《建物の建築・修繕に係る届出》

- ・専用住宅以外（兼用を除く）で、新築または増築後の延べ面積が100㎡を超える場合
- ・専用住宅以外で、外観の4分の1を超える模様替えや色彩の変更などの修繕を行う場合

《工作物の設置・修繕に係る届出》

- ・高さが4mを超える工作物を設置する場合
- ・高さが4mを超える工作物であって、外観の4分の1を超える模様替えや色彩の変更などの修繕を行う場合

《土地の開墾、土石の採取、鉤物の掘削及び土地の形質変更に係る届出》

- ・面積が3,000㎡以上の開発などを行う場合
- ・高さもしくは深さが3mを超える開発などを行う場合

《木竹の植栽又は伐採に係る届出》

- ・面積が1,000㎡以上の開発などを行う場合

《屋外での物件の堆積に係る届出》

- ・堆積期間が30日を超え、面積が500㎡以上または高さが5mを超える開発などを行う場合



# 『市長とみんな対話しゅうかい』 参加グループ募集！

問 政策企画課秘書係 ☎内線 302

市民の皆さんの意見を今後のまちづくり施策に反映させるための懇話会を次のとおり開催します。

参加を希望するたくさんのグループのご応募をお待ちしています。

- 【対象】① 市内に在住または勤務する者で組織する構成員がおおむね 10 人以上のグループ（ただし会への参加は 15 人以内とします）。  
② 右記のテーマに沿った活動またはテーマに関心のあるグループ。

【日時】 10月3日(月)～11月30日(水)の平日で、午後1時～9時の参加グループが希望する日時で開催。

※懇談の時間は1時間程度。

※上記の期間中に5～10回程度開催予定

【場所】 グループが日ごろ活動している場所などに市長がお伺いします。

【申込】 市役所、各支所・出張所に置いてある所定の申込書に必要事項を記入の上、政策企画課または各支所・出張所へ提出してください。

※応募の締め切りは9月30日(金)まで



## メインテーマ

1. “島の持つ魅力”を発信！  
活気あるまちづくり

2. “田舎暮らし体験”で  
人とつながる  
交流のまちづくり

上記の2つの懇談テーマで募集します。

## 新入学児の就学時健康診断

問 教育委員会学校教育課 ☎内線 342

来年4月に市内小学校へ入学予定のお子さんを対象に就学時健康診断を行います。日程は下記の通りです。該当するご家庭には9月中旬に教育委員会から個別に通知します。通知が届いていないご家庭がありましたら問合せ先までご連絡ください。

また、定められた健康診断日には保護者が付き添って必ず受診させてください。

月 日	対象学校	場 所	受 付 時 間
10月 5日(水)	今福小学校	今福小学校	午後1時30分～1時50分 (診察開始は午後2時～)
10月 6日(木)	青島小学校	青島小学校	午後3時～3時10分 (診察開始は午後3時20分～)
10月14日(金)	調川小学校	調川小学校	午後1時30分～1時50分 (診察開始は午後2時～)
10月19日(水)	御厨小学校	御厨小学校	
10月24日(月)	星鹿小学校	星鹿小学校	
10月25日(火)	鷹島小学校	鷹島小学校	
10月26日(水)	上志佐小学校	上志佐小学校	
10月27日(木)	志佐小学校	志佐小学校	
11月 9日(水)	福島養源小学校	福島養源小学校	